

▶ 公共工事設計労務単価の適切な設定等

- 昨年4月に16年ぶりに大幅な引上げ、本年2月に再度引上げを実施。
平成25年4月：+15.1%（被災地では+21.0%） 平成26年2月：+ 7.1%（被災地では+8.4%）
- 大臣（H25.4）及び副大臣（H25.10、H26.1）より、技能者への適切な水準の賃金支払い等を建設業者団体のトップに対し、直接要請。
- 本年7月にも公共事業労務費フォローアップ調査を実施し、機動的に対応。
- 契約後の資材や労務費の高騰に対応するスライド条項の活用と周知徹底。

▶ 社会保険等未加入対策の更なる強化

- 平成25年度公共工事設計労務単価より、社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映。
- 各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を昨年9月末から一斉に開始。
- 本年8月より、直轄工事で、元請及び一定の一次下請を加入業者に限定する措置を実施。

▶ ダンピング対策の強化

- 昨年5月より、低入札価格調査基準の見直しを実施し、一般管理費等の算入率を引き上げ（30%→55%）。
- 品確法、入契法の改正により、地方公共団体によるダンピング対策を強化（公共工事の入札の際の入札金額の内訳提出の義務化等）。
- 地方公共団体等に対し、歩切り根絶へ向けて強く要請。

▶ 公共事業関係予算の安定的確保

- 平成26年度当初予算は、ほぼ前年並みの5.4兆円を確保 = 今後の公共事業関係予算の安定的・持続的な確保に向けた第一歩
→「経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日閣議決定）」（抜粋）
「社会資本整備については、厳しい財政制約の下、国民生活の将来を見据えて、既設施設の機能が効果的に発揮されるよう計画的な整備を推進する必要がある。」

▶ 現場の省力化・効率化

- 地域の実情等に応じて、国・地方公共団体の発注見通しを統合し、公表を推進。
- 工事開始前に労働者確保等の準備を行うための余裕期間（実工事期間の30%かつ3ヵ月以内）の設定等。
- 工事現場における情報共有システムの導入、情報化施工の推進。

▶ 人材の効率的活用

- 技術者等の不足状況等、地域の実情等に応じて発注ロットを大型化。
- 近接した施工場所において主任技術者が兼任して管理できる範囲を、これまでの5km程度から10km程度に緩和。

▶ 地域の担い手確保に向けた入札契約制度改革

- 本年4月より、施工実態を反映した維持修繕工事の歩掛を新設・見直し。
- 地元精通した企業が地域のインフラの維持管理等の業務を計画的・安定的に受注できるよう、地域維持事業の複数年契約や複数工事の一括発注等の方式の導入促進（今後も改正品確法を踏まえて推進）。